ロ　実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項が明らかな寄附金に限る。ロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が三千円以上である場合の当該同一の者をいい、その認定を受けようとする法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。ロにおいて同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者とを一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であること。

ハ　その認定を受けようとする法人が、第四項の申請書を提出した日の前日において、地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。

第三十九条の二十三第一項第二号ロを次のように改める。

ロ　その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる要件を満たす場合にあつては、(4)に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で財務省令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

(1)　会員等

(2)　特定の団体の構成員

(3)　特定の職域に属する者

(4)　特定の地域として財務省令で定める地域に居住し、又は事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する者

第三十九条の二十三第一項第六号中「又は各年」を削り、同条第二項中「前項第一号」を「前項第一号イ」に、「同号ロ」を「同号イ(2)」に改め、同条第三項中「五年内に終了した」を「五年（法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けたことがない法人にあつては、二年）内に終了した」に改め、「(当該終了の日以前五年内に事業年度の定めがない期間がある場合には、当該期間内の日を含む各年のうち最も古い年の一月一日)」を削り、同条第五項第一号及び第七項第一号中「又は各年」を削り、同条第九項第一号中「こと」の下に「又は当該認定に係る第四項の規定により提出された申請書（第五項の添付書類を含む。）に虚偽の記載があつたこと」を加え、同項第二号中「第四項の規定により提出された申請書（第五項の添付書類を含む。）」を削り、同条第十七項を削り、同条第十八項中「、平成十八年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に」を削り、「提出した」を「提出する」に、「第一項第一号に規定する割合の計算」を「第一項第一号イに掲げる要件」に、「同号及び前項」を「同号イ」に、「第二十項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「前項」を「第一項第一号ロ及び前項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項を同条第二十一項とする。

第三十九条の二十七第五項中「減価補てん金」を「減価補填金」に改め、同条第六項中「がある場合」を削り、同条第八項中「がある場合」を削り、「場合とし」を「事情とし」に改め、同条第十五項中「同条第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）に規定する適格分割等又は同条第五項」を「これらの規定」に、「適格分割若しくは適格現物出資」を「適格分割等」に改める。

第三十九条の二十八の見出しを「(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)」に改め、同条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十一条第七項において準用する同法第二十条第一項」を削り、同条第三号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十一条第八項において準用する同法第二十条第七項」を削る。

第三十九条の三十一第二項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項第二号中「補てんする」を「補填する」に、「損失補てん等契約」を「損失補填等契約」に、「補てんし」を「補填し」に改め、同項第五号中「損失補てん等契約」を「損失補填等契約」に、「補てんし」を「補填し」に改め、同条第四項中「第六十条第一項」の下に「、第六十条の二第一項、第六十条の三第一項」を、「第五十九条の二第一項及び第五項」の下に「、第六十条の二第四項、第六十条の三第四項」を加え、同条第七項中「損失補てん等契約」を「損失補填等契約」に、「補てんする」を「補填する」に改め、同条第十七項中「損失補てん等契約」を「損失補填等契約」に改める。

第三十九条の三十二第一項中「第六十条第一項」の下に「、第六十条の二第一項、第六十条の三第一項」を、「第五十九条の二第一項及び第五項」の下に「、第六十条の二第四項、第六十条の三第四項」を加える。

第三十九条の三十二の二第二項中「及び第七項」を「及び第七項第一号」に改め、同条第三項中「ものは、」の下に「資産流動化計画（」を、「資産流動化計画」の下に「をいう。以下この項において同じ。）」を、「割合」の下に「(以下この項において「国内募集割合」という。)」を、「超える旨」の下に「(二以上の種類の優先出資を発行する場合における資産流動化計画にあつては、それぞれの種類の優先出資ごとに国内募集割合が百分の五十を超える旨)」を加え、同条第八項中「すべて」を「全て」に改める。

第三十九条の三十二の三第三項中「その発行をする」を削る。

第三十九条の三十三の三第八項中「第六十七条の十七第九項」を「第六十七条の十七第十項」に改め、同項第一号中「償還差益若しくは」を「償還差益、」に改め、「発行差金」の下に「、同条第六項に規定する償還差益若しくは同条第七項に規定する特定利子及び貸借料等」を加え、「第六十七条の十七第八項」を「第六十七条の十七第九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　法第六十七条の十七第七項に規定する政令で定める差益は、同項に規定する外国金融機関等が同項に規定する特定金融機関等との間で行う同項に規定する債券現先取引において、債券を譲渡する際の当該譲渡に係る対価の額が当該債券と同種及び同量の債券を買い戻す際の当該買戻しに係る対価の額を上回る場合における当該譲渡に係る対価の額から当該買戻しに係る対価の額を控除した金額に相当する差益とする。

9　法第六十七条の十七第八項において準用する法第四十二条の二第二項の規定を適用する場合において、法第六十七条の十七第七項に規定する外国金融機関等のうち法第四十二条の二第四項第一号イに掲げる外国法人が法第六十七条の十七第八項において準用する法第四十二条の二第二項各号に掲げる外国法人に該当するかどうかの判定は、法第六十七条の十七第七項に規定する特定利子又は貸借料等の支払を受けるべき日の前日を含む事業年度の直前の事業年度終了の時の現況により行うものとする。

第三十九条の三十四の二の見出しを「(農林中央金庫等の合併に係る課税の特例)」に改め、同条第一項中「第六十八条の二第一項に」を「第六十八条の二に」に、「すべて」を「全て」に改め、同項各号中「第六十八条の二第一項各号」を「第六十八条の二各号」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第三十九条の三十五の二第三項中「ものは、」の下に「資産信託流動化計画（」を、「資産信託流動化計画」の下に「をいう。以下この項において「国内募集割合」という。）」を、「超える旨」の下に「(二以上の種類の受益権が募集される場合の資産信託流動化計画にあつては、それぞれの種類の受益権ごとに国内募集割合が百分の五十を超える旨)」を加える。